

琴似屯田兵屋をめぐる疑問を解く

—— 8畳間説の誤りと6畳間復元の意義

琴似140番兵屋
調査研究班

琴似神社（札幌市西区琴似一条七丁目）の境内に復元保存されている琴似屯田兵屋は、最も早い時期の兵屋の形態を残すものとして北海道より有形文化財に指定され、他の兵村の保存兵屋と比べて相違点が多いことが特徴とされてきた。特に際立っているのは、兵屋の標準型である「四畳半と六畳間」という畳座敷の間取りが琴似では「四畳半と八畳間」となっている点で、昭和三十九（一九六四）年の北海道教育委員会の調査から「定説を訂正する新発見」とされた。これ以来「琴似は八畳間」が新たな定説として一般に知られるようになった。

しかし、北海道屯田倶楽部の調査研究班による現地調査と文献調査などから、八畳間は後代の改造によるもので、明治八（一八七五）年の入植時には六畳間であったことが明らかになった。

本稿では、「六畳間」であった論拠と「八畳間」定説化の背景、「六畳間」に修正復元することの意義について論述する。

1 「四畳半十六畳」の従來說を覆した「八畳間」説

上原轍三郎の『北海道屯田兵制度』（大正三年刊）と琴似屯田兵二世・山田勝伴の『開拓使最初の屯田兵 琴似兵村』（昭和十九年刊）を指す。前者は、実地調査と屯田兵からの聴き取り、公文書の解析を基にした「屯田兵研究のバイブル」と言われる名著。後者は、生まれ育った琴似兵村における実体験と、北海道庁殖民部の勅任技師として収集した膨大な資料を元に綴ったもので、屯田兵村史の原典的な史料である。

（1）琴似は「八畳間」説の発端

問題の兵屋は、琴似屯田兵が入植する前年の明治七（一八七四）年十一月、現在の琴似一条五丁目に建てられた一四〇番兵屋で、佐藤喜一郎に給与された。昭和三十八（一九六三）年に当時残っていた建物の寄贈を子孫が申し出た。屯田兵子孫と北海道教育委員会などの協議の末、翌年に琴似神社境内に移設の上、疑問点、不明点を残しながらもほぼ原型に近い形で復元されたⅡ写真1、2Ⅱ。その際に詳しい構造や仕様Ⅱ図面1Ⅱなどが調査され、同年十月、北海道の有形文化財に指定された。

道教委の調査報告（北海道文化財第10集『屯田兵村』昭和四十三年刊）では、琴似屯田兵屋は「畳敷きの室が四畳半と八畳で、土間は四坪半である点が、後代のものと違っている。従来解説書には、八畳を六畳として説明しているが、後代のものと混同した誤りである」とし、「旧説を全面的に書き直させるほどの新発見」（担当・遠藤明久）と評価した。

ここで「旧説Ⅱ四畳半十六畳」の論拠とされた解説書とは、

（2）「八畳間」説の定説化

道教委の調査報告は、『北海道屯田兵制度』と『開拓使最初の屯田兵』の二書に記された「四畳半十六畳」の従來說を覆し、これにより『屯田兵村』の刊行以降、「四畳半十八畳」説が定説化していった。北海道開道百年・札幌市創建百年（昭和四十三年）を機に、屯田開拓の歴史に対する一般の関心が高まるなか、北海道の文化財解説の決定版と銘打った道教委編集による『北海道の文化財』（昭和五十三年刊）では、琴似兵屋は「後年のものと異なる独特のもの」と紹介された。

昭和五十七（一九八二）年に国の史跡に指定された琴似屯田兵屋跡（西区琴似二条五丁目）の一三三番兵屋も、一四〇番兵屋に準じて畳の間は「四畳半十八畳」で復元された。

現在においても、さまざまな刊行物やインターネットの情報サイトで「琴似兵屋は八畳間」と紹介され、文化庁が運営する「文化遺産オンライン」の解説も同様である。「琴似は八畳間」が通説として知られていく一方で、慎重な見方もあった。平成三

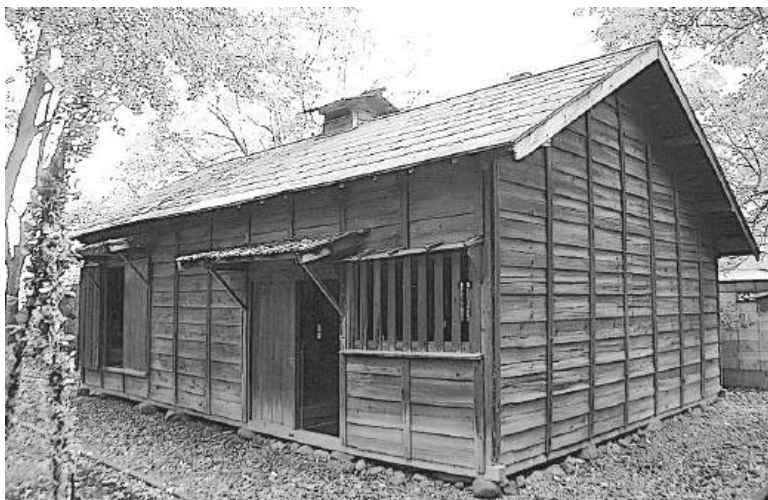


写真1 琴似屯田140番兵屋（北海道指定有形文化財・琴似神社境内）

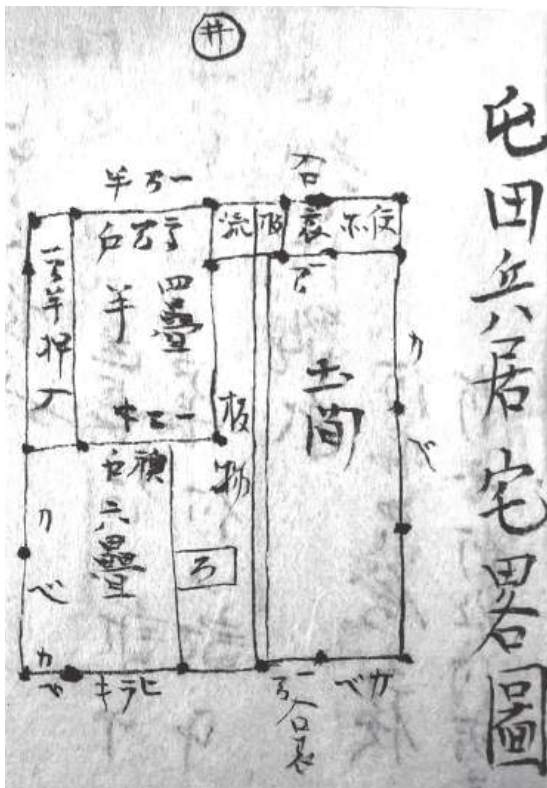


写真2 奥が8畳間、手前が板の間となっている兵屋内部

写真1

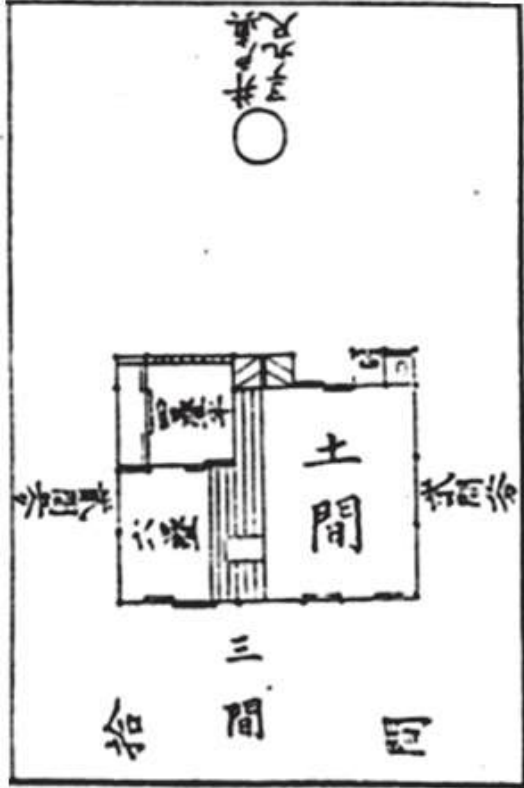
写真2

写真5



明治8年5月入植の大熊忠之助が書いた居宅略図

図面4



明治8年1月12日付「府県達第1号」の居宅略図

ているⅡ写真3、4Ⅱ。人間工学的な観点から見ると、明治期のものとはいえず建築設計の常識から外れた、「欠陥構造」とも言える。

また、生産活動が拡大していくなかで、屋内作業の場である土間のスペースが狭くなるという問題も生じたのではないか。

3 文献調査から

（1）屯田兵徴募の公文書に6畳間の「居宅略図」

明治七（一八七四）年十一月二十九日に開拓使大判官の松本十郎が、開拓長官・黒田清隆に宛てた「届出」によると、琴似兵屋二百戸が同月二十八日に完成したが、兵屋の設計図面は、これまで確認されていない。また、『開拓使最初の屯田兵』で山田勝伴が示した「出来上リシ兵屋」の平面図の原本が見つければ、「四畳半十六畳」であったことが裏付けられるが、こちらも発見に至っていない。

そこで文献調査の過程で注目したのが、開拓使が明治八（一八七五）年一月十二日付で発した「府県達第一号」（『開拓使布令録甲編』添付の「屯田兵居宅略図」Ⅱ図面4Ⅱである。この文書は、宮城、酒田、青森の三県に対して、琴似村に入植する屯田兵の徴募を求めたもので、同年二月二十八日までを期限とする願書のひな形と「居宅略図」が添付されていた。

「居宅略図」を見ると、間口十間に奥行十五間の敷地（約

写真3



写真4



上・琴似復元兵屋の出入り口 下・納内兵屋（北海道開拓の村）

四百九十六平方メートル）に、十七坪五合（約五十八平方メートル）の兵屋が描かれ。間取りは、「四畳半」と「六畳間」となっている。炉らしきものを切った板の間を挟んで「土間」があり、台所、押し入れ、玄関引き戸や便所も図示された簡単なものである。敷地内の家屋から離れた位置には、井戸を示すと思われる丸印が描かれ「井戸真マデ九尺」と添え書きされている。

松本の「届出」にあるように、「府県達第一号」を三県へ発信する四十五日前に兵屋は既に完成していたから、この「居宅略図」は、出来上がった兵屋の間取りに従って作成されたものと推認するのが妥当であり、完成時の琴似兵屋は「四畳半十六

畳間」であったことを示している。

「居宅略図」に続けて、「拓地は一戸に付凡五千坪を給す」との添え書きもある。応募すれば志願者の大きな関心事である住居と拓地が用意されていることを強調しようとした開拓使の意図がうかがえると同時に、勧誘に際してこの「居宅略図」が志願者に見せるため作成された可能性が高い。

『開拓使最初の屯田兵』の「出来上リシ兵屋」と比較すると、間口、奥行きは同一で、「四畳半十六畳間」、板の間、土間などほぼ合致し、二つの便器の配置、流しを斜線で示すなど細部の表現もほとんど一致している。ただし、板の間と土間の境界が畳の間側に半間（約九十センチ）後退しているため、板の間が狭い分土間が広く、「出来上リシ兵屋」にはある「尺巾踏板」がない点が異なっている。

（2）入植時に屯田兵が描いた「居宅略図」にも6畳間

琴似屯田兵の志願者と家族の第一陣は明治八（一八七五）年五月十七日、くじ引きで決められた兵屋番号に従って、それぞれの給与地に入地した。その一人である八二番兵屋の大熊忠之助（青森県士族）が書き残した「明治八年五月覚記」と題した文書（琴似屯田歴史館所蔵）を検分したところ、「屯田兵居宅略図」Ⅱ写真5Ⅱが書き込まれていることが分かった。

この略図は、開拓使が発した「府県達第一号」添付の「屯田兵居宅略図」と同じく「四畳半十六畳」の間取りで、井戸の位

写真7



明治7年11月28日の完成当時に撮影された琴似屯田兵屋（北大図書館北方資料室所蔵）

仕様について当初は、長屋式や東京付近の農家をモデルにした案に対し、ケプロンは一戸建て・カッヘル（オランダ語でストーブ）付の耐寒住宅を提案した。明治七（一八七四）年四月に地割りに着手し、翌五月三日に請負業者の入札が行われた後も、仕様が変更された。七月十四日付で開拓使東京出張所から本庁の松本十郎第判官に宛てた書面（札第二三六号）には、次のように記されていた。

「屯田兵屋二百戸新規造営の儀
絵図面並仕様書相副、六月三日
二百七十四号を以て申進置候処、
尚又詮議の次第有之別紙朱面の通
更正致旨次官殿被申聞候（後略）」

詮議と更正が繰り返された結

写真6



明治8年5月と記された「覚記」の表紙

置も同様に記されていた。したがって府県達の図面を大熊が書き写したと考えられるが、最も注目すべきは、「府県達第一号」の略図との相違点である。

府県達では「土間」「四畳半」「六畳」としか書かれていないのに対して、大熊の覚記には「一間半押し入」「二間入口表」「便所」「流」「カベ（壁）」など十九もの府県達にない説明が添え書きされている。しかも開口部と仕切りの建具の名称は「高万戸」「襖戸」「ヒラキ」と細かく種別が書き分けられていた。このことは、大熊が府県達の図面を単に書き写しただけではなく、入植後初めて目にした兵屋内の仕様・造作の様を、詳細・具体的に書き添えたものと推測される。現に見た者でしか書けない表現ともいえる。また、覚記の標題Ⅱ写真6Ⅱ、記述の順序からも、彼が居宅略図を写し書きし、仕様等の説明を添えた

のは、琴似入植の五月から七月末までの間と考えられる。

一方、入植当時の回顧談として、八八番兵屋を割り当てられた安孫子倫彦（青森県士族）は、琴似に着いて荷を解いた直後の兵屋について、次のような話を残している。

「到着と同時に、六畳二間、四畳半一間と台所、それに土間という兵屋。家具も寝具も農具などもそろっており（中略）本当に喜んだが、天井もないバラック建てだった」（昭和十年「北海タイムス」）

ここで「六畳二間」とあるのは、畳座敷の六畳間と板の間の六畳間を指しているとみられ、琴似兵屋の畳敷きは「四畳半十六畳間」であったことを裏付ける貴重な回顧談である。

以上の安孫子の回顧談と大熊の「覚記」は、畳座敷を「四畳半十六畳間」とする「府県達第一号」添付の「屯田兵居宅略図」及び『開拓使最初の屯田兵』の「出来上リシ兵屋」に符合し、当初の琴似兵屋が「四畳半十八畳間」ではなかったことを裏付けている。

（3）計画段階で変転した兵屋の仕様

琴似兵屋二百戸の完成後に作成された「屯田兵居宅略図」と、入植直後に琴似屯田兵が書き残した居宅略図の一致は、琴似兵屋が「四畳半十六畳間」であったことを明確に示しているが、

果、カッヘルは囲炉裏に、白土壁天井付は一部土壁板囲い天井なしに、各戸に付属の厩舎は取りやめとされた。資金不足による経費切り詰めが大きな要因であった。それでも十一月二十八日に二百戸が仕上がり、翌日、造営の模様を撮影した写真Ⅱ写真7Ⅱが、東京の開拓長官・黒田清隆の元に送付された。

もっとも、写真とともに松本大判官が送った「届出」には、「壁の儀は追々降雪寒気増凍結に付、荒壁のみ出来、時節柄事実不得止儀に付、中壁の儀来春雪解次第為取掛候積り」として壁の造作が未了であることを報告している。

以上の経過から推測すると、「屯田兵居宅略図」の板の間と土間の仕様は、「府県達第一号」の作成後あるいは屯田兵の入地前後に変更された可能性も否定できない。

4 「八畳間」に改造の経緯

（1）昭和十六年の調査時点で既に「模様替え」

琴似兵屋が完成当初の「四畳半十六畳間」から「四畳半十八畳間」に改造されたのはいつの時期か――。

昭和三十九（一九六四）年の復元に際しては、「奇跡的なぐらい各部の原形がよく保たれている貴重な存在であることが判明した」一方で、屋上の煙出しなどの欠損箇所や床板などの寸法の不明もあった。工事に先立って琴似屯田兵の子孫らの意見を聞いたが、疑問点、不明点は残ったとされる（『屯田兵村』）。



①明治25年1月17日



②明治26年12月23日



③明治29年2月24日

旭川兵村の兵屋改造例（関秀志「屯田兵屋の改造について」より）

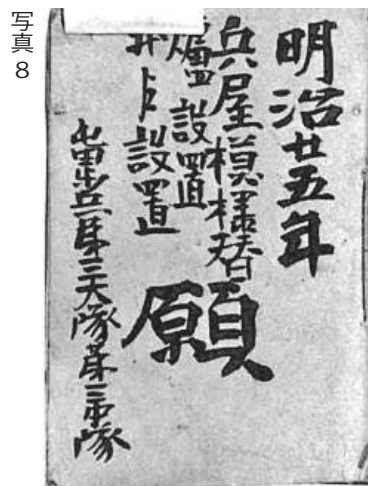


写真8

これらの史料や改造の事例から、兵村においては家族数の増加や防寒対策、農業経営の拡大などに伴って

入りの際の不都合を回避している。

これらの際の不都合を回避している。琴似の復元兵屋のような出幅（約一・八メートル）とより広く取るとともに、裏玄関とともに位置を移動することによって、琴似の復元兵屋のような出入りの際の不都合を回避している。

間取りの改造としては、六畳間を板の間側に三尺（約九十センチ）拡張して八畳間とし、それに伴って板の間を拡張するケースが多く見られたⅡ図面6Ⅱ。琴似一四〇番兵屋と類似した改造だが、下旭川兵屋の場合は、板の間の土間側への拡張は一間幅（約一・八メートル）とより広く取るとともに、裏玄関とともに位置を移動することによって、琴似の復元兵屋のような出入りの際の不都合を回避している。

兵屋の改造が必要となり、屯田兵司令部としても容認していたものと考えられる。琴似兵屋の改造に関する願書などの史料は、これまで確認されていない。しかし、琴似屯田兵が後備役満期となった明治三十七（一九〇四）年三月末時点で、兵屋は建築から三十年を経過しており、一定の改造がなされていて不思議ではない

（3）琴似一四〇番兵屋の改造の痕跡

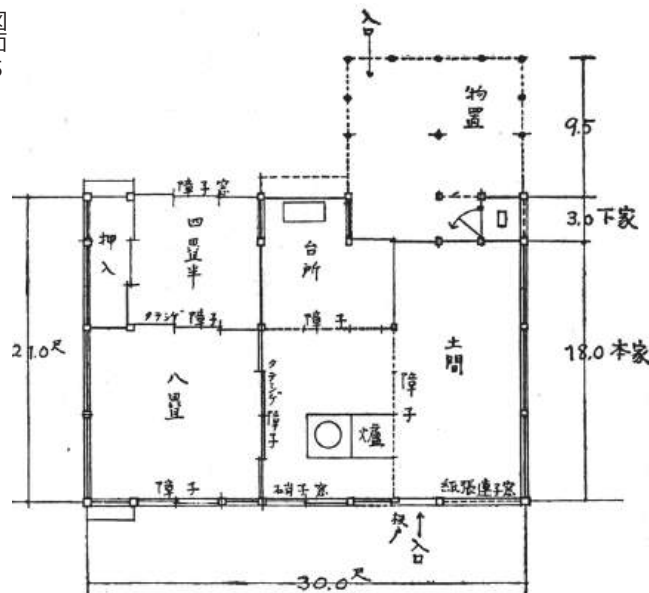
琴似兵村では兵屋が密集する「密居制」が取られたため、一戸の敷地は、間口十間、奥行十五間の百五十坪（約

四百九十六平方メートル）と狭く、「粗居制」の兵村に比べると、物理的に大掛かりな増築は難しかった。また、給与地が遠方にある不便を解消するため、明治二十五（一八九二）年から二

復元調査の時点で、兵屋完成から九十年もの歳月が経過していた。山田勝伴が『開拓使最初の屯田兵』を出版したのが昭和十九（一九四四）年で、この時点でも開村から七十年が経っていた。山田が序文で「今日昔の屯田兵のことなど尋ねても知る人としてない」と記したように、わずかに残された一四〇番兵屋が、どのような変遷をたどってきたのかは、明らかでない。

文献調査の過程で、建築家・建築史家の小倉強が昭和十六（一九四一）年八月十四日に百四〇番兵屋を調査した際の平面図（『住宅』昭和十七年二月号）Ⅱ図面5Ⅱが見つかった。これによると、「四畳半十八畳間」に板の間のせり出しなど間取りは、復元兵屋とほぼ一致しているが、土間の裏手に約三坪（九平方メートル）の物置が増築されている。台所と土間の境、土間と板の間の境にはそれぞれ障子が建て付けられ、表玄関右の無双連子窓は紙張りに。左手は完成時兵屋、復元兵屋ともに壁だが、この図面では「硝子窓」が設けられている。

図面5



昭和16年8月時点の琴似兵屋平面図（住宅・昭和17年1月号）

いる」とあり、少なくとも昭和十六年時点で間取り・造作に変更が加えられていたことが分かる。

（2）後期の兵村では改造が一般化

開拓期の兵屋の写真は多くはないが、明治二十三（一八九〇）年入植の太田兵村で明治二十年代末に撮影された写真を見ると、表玄関脇の無双連子窓には紙が張られ、六畳間の板戸二枚は計二十枚のガラス張りとなっている。

明治三十九（一九〇六）年頃に兵屋前庭で撮影されたとする山田家の家族写真では、背後に大きく二間幅（約三・六メートル）の開口部が見られる。また、昭和九（一九三四）年撮影の新琴似兵屋の場合は、外観に大きな変化は見られないが、屋上の煙出しがなくなり、電灯線と見られる二本の線が屋根の突端に延びている。

屯田兵屋の改造に関しては、旭川兵村記念館に膨大な量の「兵屋改造願書」Ⅱ写真8Ⅱが保存されている。関秀志の調査によると、明治二十五（一八九二）年から同三十四（一九〇一）年までの十年間に第三大隊第三中隊（下旭川兵村）の屯田兵から計二百八十三件もの願書が中隊長宛てに提出さ

年がかりで兵屋の約三分の二が移転した。このほか「天皇陛下からいただいた家屋をむやみに改造すべきでない」（屯田兵家族の回顧談）という風潮もあつて、外から目に見えるような改造には消極的であつたとも考えられる。

琴似一四〇番兵屋の改造がいつ行われたかは不明であるが、兵屋移転の時期のほか、公有金の分配が行われた兵役満期のころ、あるいは大正中期の電灯線普及などが、ひとつの契機になつたとも考えられる。



写真9

柱からずれた位置にある鴨居（左）と鴨居を差したほぞ穴の跡（右）

六畳間を八畳間に改造する場合、鴨居^{かもい}の付け直しや板の間の土台ごとのせり出しといった比較的大掛かりな工事が必要となる。調査班による検分では、▽板の間と八畳間の仕切りに設けられた板戸用の鴨居が、柱から明らかにずれている。写真9は、その仕切りの半間奥にある柱に、鴨居を差したと見られるほぞ穴の跡がある。同様に座敷二間を仕切る障子三枚（建築時は二枚）のうち一枚の形状と色合いが、他の二枚と異なる。

る―など素人目にも不自然な点が散見された。

これらは、六畳間を八畳間に改造した際の痕跡とも推測できるが、復元された時点で建築から九十年を経っていたことを考えると、その間に大小の補修や部材・建具の交換などが繰り返された可能性もある。いずれにしても、今後、建築の専門家らによる詳しい現地調査によって、建築時の兵屋が何時、どんな目的で、どのような改変が行われたかという履歴が、より具体的に明らかにされることを期待したい。

5 開村百五十周年と修正復元の意義

復元から六十年を経過した一四〇番兵屋は、老朽化によって立入が危険なため十年以上も非公開となっている。こうした事態に琴似屯田子孫会は、屯田開拓の貴重な歴史遺産である兵屋を再び公開し、文化財としての価値を広く知ってもらいたい、として関係方面に協力を求めている。令和七（二〇二五）年は、琴似屯田兵村の開村百五十周年の節目にも当たることから、修復に当たっては、畳座敷を入植当初の「四畳半十六畳間」とする本来の姿での再復元を目指している。

琴似兵屋は、開拓使最初の屯田兵の住居として、構想段階から再三にわたって修正が加えられ、様々な議論の末に完成した。その過程とその後兵屋の変遷をみると、米国やロシアの文化に学びつつ、北海道の厳しい環境を考慮した耐寒住宅の追求と、資金事情や資材の調達難を背景にした妥協もあつた。

いわば、琴似に始まる屯田兵屋の歴史には、過酷な北の大地に未来の可能性を切り開こうとしたフロンティアたちの理想と現実が刻み込まれている。また、三十七兵村で総計七千数百戸にものぼる規格化された住宅が建ち並んだこと自体が、屯田兵制度が歴史的プロジェクトであつたことを象徴している。そうした意味でも、最初の兵屋を「本来の形」で継承していくことには、大きな意義がある。

北海道開拓の実像を伝える歴史遺産として琴似兵屋を次世代に継承していくのであれば、遺構の保存にとどまらず、その後にある開拓者たちの暮らしぶりと、北の大地に託した思いを広く知ってもらうための工夫も必要なのではないか。建築当初の六畳間による再復元を機会に、国の史跡（琴似一三三番兵屋）を含めて、屯田兵屋の文化財としての再評価と有効な活用方策についての議論の広がり求められる。

結び

琴似兵屋の「八畳間」説には、長らく疑問の声がさやかれながら、表に浮上することはなかった。それは、昭和三十九（一九六四）年に行われた一四〇番兵屋の復元以降、旧説に対する「新発見」として流布され、国の史跡の一三三番兵屋とともに「現にある姿」が、新説を定説化していったことが背景にある。

「八畳か、六畳か」の決着は、明治七（一八七四）年当時の

設計図の確認にかかっていたが、いまだ発見に至っていない。しかし、兵屋の完成から四十五日後に発せられた開拓使の公文書と、その四カ月後に兵屋に入居した屯田兵の遺品から見つかったメモには、同じ「四畳半十六畳間」の図面が描かれていた。これに『開拓使最初の屯田兵』に示された「出来上リシ兵屋」の図面を加えれば、「八畳間」説を取る余地はない。

『開拓使最初の屯田兵』の復刻（令和六年）を機に、北海道屯田倶楽部の会員有志を中心に記述内容の検証を行っている。その過程で例えば、屯田銀行の設立の経緯、禁止作物とされていた稲作の試験栽培などに関する記述は、極めて詳細かつ正確であることに驚かされた。

兵屋建築については、屯田兵制度の構想段階から琴似屯田兵の入植までの間に変転する計画に多くの紙数が割かれている。建具の発注先、数量、仕上がり見込みといった、開拓使の公文録にも載っていないような詳細な記録も収録されている。「出来上リシ兵屋」の図面はじめこれらの原典史料が見当たらないのは残念だが、『開拓使最初の屯田兵』の全編にわたる記述の正確性とともに、そのことが「六畳間説」の強固な裏付けとなっていることが再確認できた。

琴似兵屋を本来の姿で再復元するためには、文化財保護法上の諸手続や修復資金の確保など今後いくつかの大きな課題が残されているが、これを機会に屯田開拓の歴史に多くの市民が目を向けてくれることを期待したい。

（記・梶田博昭）